

宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会答申《概要版》

～将来あるべき学校の姿とその実現に向けた取組について～

◇審議会の基本的な考え方

近年の少子化の進行などにより、本市においても、児童生徒の継続的な減少が見込まれており、また、市街地地域における通学区域の偏りも課題となっています。そのような状況を受け、教育委員会から本審議会に「将来あるべき学校の姿とその実現に向けた具体的な方策等」について諮問があり、審議会では、次の時代を担う宇部市の子どもたちにより良い教育環境を提供していくことを視点の柱として議論を進めながら、答申としてまとめました。
詳細は、市WEBサイトでご覧いただけます。ウェブ番号 1015918

1 学校のあるべき姿

児童生徒が、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしている集団規模と、安心・安全な教育環境のもとで、地域と連携を図りながら、義務教育9年間を見通したつながりのある教育を提供することにより、児童生徒の確かな学び（健やかな成長）を保障できる学校

【理想形】

児童生徒の社会性を育むことができる集団規模を有し、校区の中心に位置する同一敷地内に小中学校がある義務教育学校

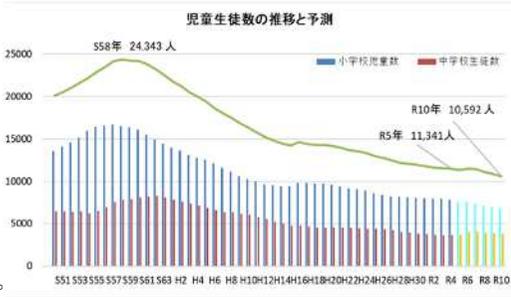
2 小中学校の現状と課題

■児童生徒数は昭和58年(1983年)に24,343人とピークを迎え、その後は減少が続き、令和5年(2023年)には、11,341人となっている。さらに、令和10年(2028年)には10,592人と減少傾向は続く見込み(減少率56%)
学校規模についても、令和5年(2023年)5月1日現在、24小学校のうち4校が複式学級、5校が全ての学年でクラス替えのできない単学級となり、全市的に小規模化が進行しており、適正な学校規模を確保していくための取組を進めていく必要がある。

■進学先の中学校が分かれる小学校では、地域の特色を活かした系統的な教育が難しい状況にあり、義務教育9年間を通してより一層つながりのある教育を推進できる環境づくりを進めていく必要がある。

■市街地地域においては、学校選択制の利用者の増加により本来の就学校で大幅に入学者が減少している学校があり、適正な通学区域のもとで適正な学校規模を確保する取組を進めていく必要がある。

■多くの学校施設において老朽化が進んでおり、状況に応じて施設の更新を計画的に進めていく必要がある。



3 課題解決に向けた取組の方向性

①小中一貫教育の推進

小中一貫教育をより一層推進していくため、進学先が分かれる小学校の解消を図るとともに、学校選択制については将来的に廃止を進める。

②望ましい学校規模の確保

児童生徒の通学の距離などの就学環境を踏まえながら、社会性を育むことができる一定の集団規模を確保するための基準(適正規模・適正配置基準)を定めて、通学区域の変更や適正配置の検討を進める。

③学校施設の整備

学校施設の更新時期を踏まえた、学校の統廃合の検討を進める。

4 学校規模・学校配置基準

《適正化のための地域区分》

市街地地域：北部地域以外 北部地域：厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部

■望ましい学校規模の基準

	市街地地域	北部地域
小学校	12学級以上(1学年2学級以上)	6学級以上(1学年1学級以上)
中学校	6学級以上(1学年2学級以上)	3学級以上(1学年1学級以上)

■望ましい学校配置の基準

	通学距離
小学校	概ね4Km以内
中学校	概ね6Km以内

5 配置の適正化に向けた具体的な取組

■計画期間 1期10年間

■適正化の進め方

①小中一貫教育の推進

一つの小学校からは一つの中学校の進学となるよう、まずは中学校の通学区域を優先的に見直し、必要に応じ小学校の通学区域の見直しを行う。



②望ましい学校規模の確保

令和10年度の児童生徒数の推計から望ましい学校規模の基準を満たしていない学校を検討対象校とする。

《市街地地域の検討対象校》

岬小学校、見初小学校、神原小学校、鶯ノ島小学校

《北部地域の検討対象校》

厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校、万倉小学校、吉部小学校

- ・検討対象校は、①により見直した中学校の通学区域により、適正配置を進めていくことし、半径4キロ以内に複数の学校が集中し、老朽化が進んでいる学校がある市街地地域の検討対象校から優先的に取り組む。
- ・北部地域の検討対象校については、通学距離が配置基準を大幅に超えており、現状、小規模校のメリットを生かした教育の提供により教育環境の維持が図られているため、当面の間、現在の学校を維持していく。

③学校の施設整備

老朽化した校舎の建て替えに合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校の設置を目指す。

6 学校のあるべき姿を実現するための学校再編

(1) 小中一貫教育を推進するための中学校区域の再編

一つの小学校からは一つの中学校への進学となるよう見直しを行う。(学校選択制が導入されており、本来の就学先より選択制による学校への就学が多くなっている小学校の通学区域についても、併せて見直しを行う。)

■進学先が分かれる小学校の中学校区域の再編

常盤小学校(西岐波中学校・常盤中学校) → 常盤小の児童は、全て西岐波中に進学するよう再編
琴芝小学校(常盤中学校・上宇部中学校) → 琴芝小の児童は、神原中に進学するよう再編
鶯ノ島小学校(桃山中学校・藤山中学校) → 鶯ノ島小の児童は、全て藤山中に進学するよう再編

(2) 規模等検討対象校の適正化

《市街地地域の適正化の方向性》

岬小学校を除く検討対象校は、中学校の通学区域の見直しを先行させ、その後、老朽化した校舎の更新に合わせ、施設一体型小中一貫校または義務教育学校を設置し、新たな学校が新設された時点で統合を進めていく。

■検討対象校：見初小学校、神原小学校

3小1中(見初小、神原小、琴芝小、神原中)の施設一体型小中一貫校の設置に合わせ統合を行っていく。

■検討対象校：鶯ノ島小学校

2小1中(藤山小、鶯ノ島小、藤山中)の施設一体型小中一貫校の設置に合わせた統合を行っていく。

■検討対象校：岬小学校

隣接する大規模校である、恩田小学校との区域変更により適正化を図っていく。

《北部地域の適正化の方向性》

■検討対象校：厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の各小学校

令和10年度時点でも5年先までの児童数を確認し、今後の児童数の推移が、1学年2人相当である、学校全体で12人未満(住民基本台帳上の推計値)の見込みとなった場合は適正化を推進していく。

7 学校再編を進めるにあたっての付帯意見

- (1)保護者や地域住民との合意形成と魅力ある学校づくり 保護者や地域住民との十分な合意形成が必要
- (2)児童生徒の不安解消 事前の児童生徒同士の交流機会の充実と、再編後のきめ細やかなケアへの配慮が必要
- (3)児童生徒の通学支援 スクールバスなどの活用による通学負担の軽減が必要
- (4)小規模校の課題への配慮 小規模校のメリットを活用した教育の充実と、児童生徒数を増やすための地域や市長部局、教育委員会が一体となった取組が必要
- (5)計画の見直し 計画策定後5年経過を目途に計画の見直しの検討